鈴鹿市クリーンセンター整備事業 基 本 協 定 書 (案)

令和5年5月

鈴鹿市

鈴鹿市クリーンセンター整備事業 基本協定書

目 次

(目的及び解釈)	1
(本市及び落札者の義務)	1
(運営事業者の設立)	1
(特定事業契約)	2
(特定事業契約の締結)	3
(特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金)	3
(談合その他不正行為に対する措置)	4
(役割分担)	4
(準備行為)	4
(特定事業契約の不成立)	4
(有効期間)	5
(秘密保持)	5
(本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)	6
(債務不履行等)	6
(管轄裁判所)	6
(準拠法及び解釈)	6
(誠実協議)	6
	(本市及び落札者の義務) (運営事業者の設立) (特定事業契約) (特定事業契約の締結) (特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金,損害賠償金) (談合その他不正行為に対する措置) (役割分担) (準備行為) (特定事業契約の不成立) (有効期間) (秘密保持) (本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止) (債務不履行等) (管轄裁判所) (準拠法及び解釈)

鈴鹿市クリーンセンター整備事業 基本協定書

鈴鹿市(以下「**本市**」という。)は、鈴鹿市クリーンセンター整備事業(以下「**本事業**」という。)に関して、本事業の入札説明書等に従い総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた評価の入札参加者である【入札参加企業又は参加グループ(代表企業兼構成員である○,構成員である○及び○並びに協力企業である○及び○をいう。)】を**落札者**と決定した。

本市と落札者は、本事業の基本的な事項について以下のとおり合意し、この基本協定書(以下「**本 基本協定**」という。)を締結する。

なお、本基本協定において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合を除き、鈴鹿市クリーンセンター整備事業入札説明書において定義された意味を有する。

(目的及び解釈)

- 第1条 本基本協定は、本事業に関し、本市が【入札参加企業又は参加グループ】を落札者として決定したことを確認し、第4条第1号から第4号までに定める各契約の締結並びに本事業の実施に向けて、本市及び落札者の義務等について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本基本協定における以下の用語の意味は、次のとおりとする。
 - (1) 「**構成員**」とは、落札者のうち、運営事業者に出資する企業である【〇,〇及び〇】を総称していう。
 - (2) 「**協力企業**」とは、落札者のうち、運営事業者に出資しない企業である【〇, 〇及び〇】を総 称していう。
 - (3) 「代表企業」とは、構成員のうち、【○】をいう。
 - (4) 「**建設事業者**」とは、構成員のうち、鈴鹿市クリーンセンターの設計・建設業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。
 - (5) 「運営事業者」とは、落札者の全ての構成員が株主として出資設立する株式会社で、鈴鹿市クリーンセンターの運営・維持管理業務(第 5 条に定める基本契約において負担する義務の履行を含む。)の実施のみを目的とする特別目的会社(Special Purpose Company)をいう。
 - (6) 「**解体事業者**」とは、構成員のうち、旧鈴鹿市クリーンセンターの解体業務を担当する単独の 企業又は特定建設工事共同企業体をいう。
 - (7) 「落札者」とは、【○グループ】に参加する企業をいい、構成員及び協力企業からなる。
 - (8) 「事業者」とは、構成員、協力企業及び運営事業者の総称をいう。

(本市及び落札者の義務)

第2条 本市及び落札者は、入札説明書に従い、第4条に定める特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

落札者は、特定事業契約の締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定委員会、鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議及び本市の要望及び指摘等を尊重するものとする。

(運営事業者の設立)

- **第3条** 構成員は、本基本協定締結後速やかに、次項の各号に掲げる要件を満たす運営事業者を設立し、 商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本市にその設立及び株主構成を 書面により報告しなければならない。
- 2 運営事業者の定款は、次の各号に従って作成しなければならない。なお、これを本市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。
 - (1) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社であること。

- (2) 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務(基本契約において運営事業者が負担する義務の履行を含む。)の実施のみであること。
- (3) 運営事業者の本店所在地は、本市管内とし、本市以外の土地に移転させないこと。
- (4) 運営事業者の株式はすべて譲渡制限株式とし、会社法第107条第2項第1号に規定する株式譲渡制限に係る事項の定めがあること。
- (5) 会社法第 108 条第 2 項に規定する種類株式の発行に係る事項の定め及び同法第 109 条第 2 項に 規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。
- (6) 会社法第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する事項を規定すること。
- 3 構成員は、運営事業者の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、 事業期間にわたって維持するものとする。なお、本項に定める内容については、構成員間で締結する 株主間契約(以下「株主間契約」という。)においても合意するものとする。
 - (1) 運営事業者の設立に当たり、構成員のすべてが出資を行うこととし、構成員以外からの出資は 認めないこと。
 - (2) 代表企業の株式 (議決権付普通株式をいう。以下同じ。) 保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
 - (3) 構成員は,運営事業者の資本金を,運営事業者の設立時から事業期間を通じて,株式保有割合に応じた[金]円(事業者提案)以上維持すること。
 - (4) 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙1第1項のとおりであること。また、 運営・維持管理業務の開始時から事業期間の終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株 主構成は、別紙1第2項のとおりとすること。ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る本市 の事前の書面による承諾がある場合を除く。
 - (5) 構成員は、本市の事前の書面による同意なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分(これらの予約も含む。)をしないものとし、また、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により運営事業者に資本参加させないこと。
 - (6) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資等の支援措置を検討すること等により、運営事業者を倒産させないよう最大限の努力を行うこと。
 - (7) 運営事業者が運営・維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。
 - (8) 第8条に定める役割分担が株主間契約に規定されること。
 - (9) 運営事業者に特定事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 4 構成員は、運営事業者が設立された後、速やかに、別紙 2 の書式による出資者保証書を作成して本 市に提出するものとする。

(特定事業契約)

- **第4条** 本事業における特定事業契約は、次の各号に掲げる契約から構成される。(以下総称して又は個別に「**特定事業契約**」という。
 - (1) 鈴鹿市クリーンセンター整備事業基本契約(以下「**基本契約**」という。) 契約締結者:本市及び事業者
 - (2) 鈴鹿市クリーンセンター整備事業建設工事請負契約(以下「**建設工事請負契約**」という。) 契約締結者:本市及び建設事業者
 - (3) 鈴鹿市クリーンセンター整備事業運営・維持管理業務委託契約(以下「**運営・維持管理業務委 託契約**」という。)

契約締結者:本市及び運営事業者

(4) 鈴鹿市クリーンセンター整備事業解体工事請負契約(以下「**解体工事請負契約**」という。) 契約締結者:本市及び解体事業者

(特定事業契約の締結)

- 第5条 落札者は、自ら又は建設事業者、運営事業者若しくは解体事業者をして、本事業に係る特定事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、2024年(令和6年)2月上旬を目途として、本市が別途指定する鈴鹿市議会への建設工事請負契約及び解体工事請負契約の締結に係る議案提出日までに、本市との間で締結するものとする。
- 2 前項の仮契約はいずれも、建設工事請負契約及び解体工事請負契約の締結について鈴鹿市議会の議 決を得たときに本契約として成立するものとする。

(特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金, 損害賠償金)

- **第6条** 特定事業契約の本契約としての成立前において、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本市は、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。
 - (1) 落札者を構成するいずれかの当事者が、本入札への参加資格を欠くこととなったとき。
 - (2) 正当な理由なく、特定事業契約締結に向けた本市との協議に着手しないとき。
 - (3) 落札者の自らの都合により特定事業契約を締結しないことを申し出たとき。
 - (4) 落札者(落札者のいずれかが属する事業者団体(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。)第2条第2項に規定する団体をいう。) を含む。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア **役員等**(落札者が個人である場合にはその者を,落札者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「**暴力団員**」という。)であると認められるとき。
 - イ **暴力団**(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をい う。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請け契約又は資材,原材料の購入契約その他の契約に当たり,その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら,当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 落札者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その 他の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く)に、本市が落札者に対して当該契約の解 除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、本市が特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として、本市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 本市に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、本市は、落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(談合その他不正行為に対する措置)

- **第7条** 特定事業契約の本契約としての成立前において、本事業の入札に関して、落札者のいずれかが 次の各号のいずれかに該当するときは、本市は、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約と して成立させないことができる。
 - (1) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)。
 - (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき
 - (3) 落札者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第45号。)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令が落札者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、特定事業契約に関し落札者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令又は当該命令に係る判決が確定したとき。
 - (5) その他, 事由の如何を問わず, 本市の指名停止措置を受けたとき。
- 2 前項の規定により、本市が特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として、本市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 本市に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、本市は、落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(役割分担)

第8条 この事業の実施において、落札者を構成する各当事者は、本市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、それぞれ、別紙3(提案による。)に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

(準備行為)

- **第9条** 特定事業契約の本契約としての成立前であっても、落札者は、自己の責任及び費用により、本 事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本市は、必要かつ可能な範囲で落 札者に対して協力するものとする。
- 2 落札者は、特定事業契約の本契約としての成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた 準備行為の結果を、当該特定事業契約の当事者である事業者に承継させるものとする。

(特定事業契約の不成立)

第10条 本市及び落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、特定事業契約につき本契約として成立しなかった場合、既に本市と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、本市及び落札者は、特定事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。

- 2 本市の責めに帰すべき事由により特定事業契約につき本契約として成立しなかった場合において, 落札者に損害を与えた場合,本市は,その損害を賠償しなければならない。なお,鈴鹿市議会におい て建設工事請負契約の締結が否決された場合は,次項に該当する場合を除き,本市及び落札者のいず れの責めにも帰すことができないものとし,前項の規定を適用するものとする。
- 3 第5条及び第6条の場合の他,落札者の責めに帰すべき事由により特定事業契約につき本契約として成立しなかった場合,落札者を構成する各当事者は,共同連帯して,入札価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として,本市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 本市に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、本市は、落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(有効期間)

- **第11条** 本基本協定の有効期間は、締結の日から、特定事業契約の全てにつき本契約として成立した日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約が仮契約の締結又は本契約としての成立に至らなかった場合には、特定事業契約の仮契約締結不調又は本契約成立不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第6条、第7条、前条及び第12条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又 は本基本協定の終了前の作為・不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した本基本協定に基づく義 務若しくは責任は、本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

- 第12条 本市及び落札者は、本基本協定又は本事業に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的にかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者(運営事業者を除く。)に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に本市又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 本市及び落札者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、本市及び落札者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士,公認会計士,税理士,国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合

- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本市と落札者につき守秘義務契約を締結した本市のアドバイザリー業務受託者に開示する場合
- 4 本市は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、 法令その他本市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることが できる。
- 5 落札者は、本基本協定の履行にあたり、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年条例第 25 号)の規定に従い、これらを遵守しなければならない。

(本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 本市及び落札者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分(これらの予約も含む。)をしてはならない。

(債務不履行等)

第14条 本市及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 本市及び落札者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争については、本市を管轄する地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

- 第16条 本基本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 2 本基本協定,関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、本基本協定の履行に関して当事者間で用いる用語は、日本語とする。
- 3 本基本協定の変更は、書面にて行うものとする。

(誠実協議)

第17条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合,又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市及び落札者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本書の原本[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和[]年[]月[]日

(本市) 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子 印

(落札者) (構成員(代表企業))

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

(構成員)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

(構成員)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

(協力企業)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

(協力企業)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

運営事業者への出資金額及び株主構成

1 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2 運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以 上

令和[]年[]月[]日

鈴鹿市長 末松 則子 様

出資者保証書

	[運営事業者] の株主	である[],[]及び[](以下「核	‡主」とい	う。)
は,	本日付けをもつて,	鈴鹿市	(以下「オ	は市」とい	いう。) に対し,	,本市	の行う鈴鹿市	方クリーン	セン
ター	-整備事業に関して,	令和[]年[]月[]日付鈴鹿市	クリー	ンセンター	Ě備事業基	本協
定	(以下「基本協定」と	いう。) し	こ基づき,	下記の事	耳項を誓約し,	かつ、	表明及び保証	正します。	

記

- 1 〔運営事業者〕は、令和[]年[]月[]日に、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、本市管内において適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 〔運営事業者〕の設立当初の発行済株式総数は, []株であり、株主間契約の定めにしたがつて, これら株式の全部を当社らが保有し, そのうち, []株は代表企業が, []株は[]が, []株は[]が保有していること。
- 3 運営・維持管理業務開始時における〔運営事業者〕の発行済株式総数は、[]株であり、株主間契約の定めにしたがつて、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、 []株は[]が保有すること。
- 4 株主は、基本協定に別途定める場合又は本市の承諾がない限り、基本協定に定める出資割合等を変更しないこと。
- 5 株主が保有する〔運営事業者〕の株式に、本市の要請に応じ、担保権を設定すること。
- 6 その他基本協定の定めを遵守すること。

(構成員(代表企業))

[住 所]

[会 社 名]

「代表者名]

印

(構成員)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

(構成員)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名] 印

本事業の実施体制図,役割分担

【事業者提案により記載】